

改 正 案	現 行
<p>第48条第3項関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 電子媒体による帳簿等の保存について</p> <p>本項の規定により宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える従業者名簿について法及び規則に定められた事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ、電子計算機、プリンター等の機器により明確に紙面に表示することができる場合には、当該記録をもって名簿への記載に代えることができるものとする。また、ファイル又は電磁的記録媒体に記録した従業者名簿について、取引の関係者の閲覧に供する場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又はディスプレイ等の入出力装置の画面等に表示する方法で行うこととする。</p> <p>第49条関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 電子媒体による帳簿等の保存について</p> <p>本条の規定により宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える業務に関する帳簿について法及び規則に定められた事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ、電子計算機、プリンター等の機器により明確に紙面に表示することができる場合には、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができるものとする。</p> <p>その他の留意すべき事項</p> <p>1～3 （略） （削る）</p>	<p>第48条第3項関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 電子媒体による帳簿等の保存について</p> <p>本項の規定により宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える従業者名簿について法及び規則に定められた事項が電子計算機に備えられたファイル、<u>磁気ディスク等</u>に記録され、必要に応じ、電子計算機、プリンター等の機器により明確に紙面に表示することができる場合には、当該記録をもって名簿への記載に代えることができるものとする。また、ファイル、<u>磁気ディスク等</u>に記録した従業者名簿について、取引の関係者の閲覧に供する場合には、当該ファイル、<u>磁気ディスク等</u>に記録されている事項を紙面又はディスプレイ等の入出力装置の画面等に表示する方法で行うこととする。</p> <p>第49条関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 電子媒体による帳簿等の保存について</p> <p>本条の規定により宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える業務に関する帳簿について法及び規則に定められた事項が電子計算機に備えられたファイル、<u>磁気ディスク等</u>に記録され、必要に応じ、電子計算機、プリンター等の機器により明確に紙面に表示することができる場合には、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができるものとする。</p> <p>その他の留意すべき事項</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>フレキシブルディスクによる手続について</u></p> <p><u>規則第33条から第36条までにおいては、免許申請書等に代え</u></p>

4・5 (略)

てフレキシブルディスクによる提出が行われた場合には、国土交通大臣又は都道府県知事はこれを受理することができるものとする。これは免許権者等にフレキシブルディスクによる提出の受理を義務付けるものではなく、受理することもその裁量によって可能とするものである。

5・6 (略)